

## 船舶事故調査報告書

平成24年6月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年6月14日 16時00分ごろ
発生場所	和歌山県海南市戸坂漁港北西方沖 海南市所在のツブネ鼻灯台から真方位050° 3, 150m付近 （概位 北緯34° 08.9′ 東経135° 08.8′）
事故調査の経過	平成23年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 天神丸、1.0トン WK3-20150（漁船登録番号）、個人所有 7.87m (Lr) × 1.91m × 0.50m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和63年4月30日 B 漁船 紫丸、0.99トン WK3-16832（漁船登録番号）、個人所有 4.93m (Lr) × 1.45m × 0.63m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数30、昭和54年7月17日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月8日 免許証交付日 平成21年3月24日 （平成26年12月26日まで有効） B 船長B 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月8日 免許証交付日 平成21年3月24日 （平成26年12月23日まで有効）
死傷者等	A なし B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 船首船底部に擦過傷、プロペラが曲損 B 右舷中央部から船尾付近にかけての船側外板に破口
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船を含む僚船6隻と共に戸坂漁港北西方約1海里の漁場において刺網漁の投網を行い、船長Aは、投網を終えたとき、A船の陸側に僚船1隻（以下「C船」という。）と更に陸岸寄りにB船がいるのを確認した。 船長Aは、平成23年6月14日15時57分ごろ漁場を発進して戸坂漁港に向けて帰航を始め、操舵室で立って手動操舵に当たり、速力約11

	<p>ノット (kn) (対地速力、以下同じ。) で同漁港西側の海南市園<sup>そのはな</sup>ノ鼻へ向けて南東進した。</p> <p>船長Aは、漁場発進後に前方を見たとき、右舷船首方200～300m付近に同航するC船と右舷前方に和歌山県和歌山下津港海南区から出港した小型タンカーの2隻が視認できたので、この2隻のほかには前方に船舶はいないものと思い、前日に機関の潤滑油を交換したので、油圧計を確認したり、中腰の状態になって操舵室床面の開口部から機関の状態を確認したりしながら、同じ針路及び速力で航行した。</p> <p>A船は、16時00分ごろ、戸坂漁港北西方沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突し、船長Aは、衝撃を感じて立ち上がり、周囲を確認したところ、転覆したB船とB船付近に船長Bを認めた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船を含む僚船6隻と共に漁場において、7隻が南北方向に並び、その最も南側(陸岸寄り)に位置して西進しながら船尾から刺網を投網していた。</p> <p>船長Aは、転覆したB船に接近したところ、船長BがB船の船尾付近で意識のない状態で浮いていたので、僚船や漁業協同組合の応援を得て引き上げた。</p> <p>船長Bは、病院に搬送されたが、全身打撲等の外傷性ショックによる死亡が確認された。</p> <p>B船は、巡視艇などによって戸坂漁港へえい航された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、長さ約130mの刺網18枚を投入した。</p> <p>A船は、約11knで航行中、船首浮上による死角は生じておらず、前方の見通しは良好であった。</p> <p>B船は、操舵室がなく、船尾に船外機を備えた和船型の漁船であり、投網時には、低速力で航行しながら船尾から刺網を投入していた。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していたが、船長Bは、着用していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A船は、戸坂漁港北西方沖を南東進中、船長Aが、本事故前日に機関の潤滑油を交換したので、油圧計を確認したり、操舵室床面の開口部から機関の状態を確認したりし、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で投網中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、戸坂漁港北西方沖において、刺網を投網しながら西進中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bが本事故により死亡したことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、全身打撲等の外傷性ショックであった。</p>

原因	本事故は、戸坂漁港北西方沖において、A船が南東進中、B船が刺網を投網しながら西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行い、小型船舶を見落とさないようにすること。</li><li>・ 救命胴衣を着用すること。</li></ul>